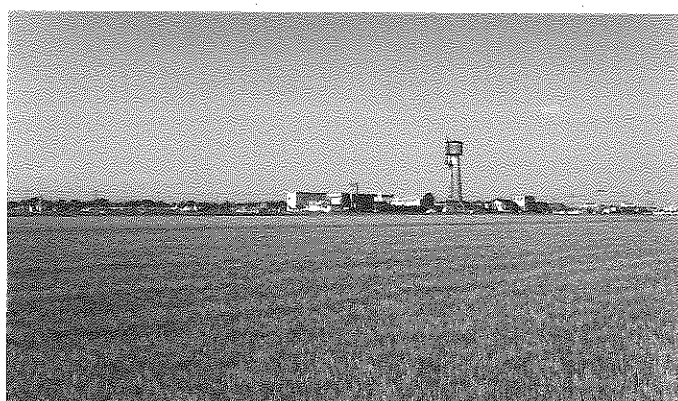


玉村町農業委員会だより

●発行／玉村町農業委員会 ●編集／農業委員会事務局:群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 電話0270-64-7710



わが町の
誇りとなせる 二毛作

田は一面に 麦秋の郷

JA佐波伊勢崎玉村地区女性部短歌会 町田 ヨシエ様

ばくしゅうのさと
麦秋の郷の景観について

農業委員会では、耕作放棄地の解消、農地保全、麦の作付け奨励、後継者育成を図るため、町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信していきます。

Vol

69

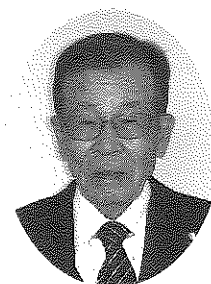
2017 3/31

会長あいさつ

早春の候、関係者の皆様方には益々ご健勝のことと、心からお慶び申し上げます。また日頃より、農業委員会の活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

農業委員会組織は、本年7月より改正農業委員会法の施行に伴い、新体制へと移行し、農地利用最適化推進委員が新設されます。これに依り、農地等の利用最適化の推進が必須業務となり、地域内の農業振興と担い手への農地集積率向上に向けて十分に取り組めるよう、体制整備を願うところであります。

残りわずかな期間ではありますが、玉村町の農業発展のため、関係機関と連携し、農業者が夢と希望を持って営農が出来る、活力ある農業の実現に向け、取り組みを行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

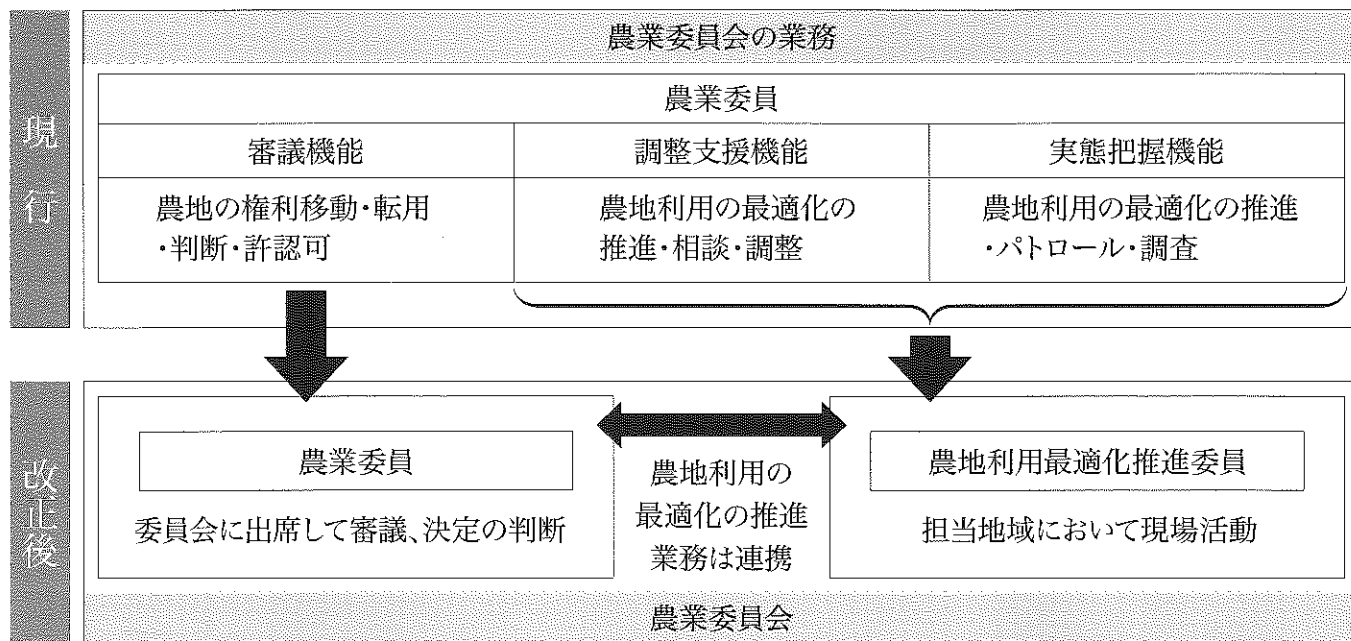


玉村町農業委員会
会長 内田 昌明

農業委員会が変わります

(平成29年7月15日より)

業務から見る制度の変化について



○農業委員 現行15名→新体制12名

○農地利用最適化推進委員 新設4名

区域名	行政区	人数
玉 村	下新田(上飯島を含む)、上新田(与六分を含む) 宇貫、八幡原、上之手、角淵、南玉、福島、斎田、板井	2
芝 根	後箇、上茂木、下茂木、川井、飯倉、五料、小泉、下之宮、箱石	1
上 陽	上福島、飯塚、藤川、原森、上樋越、中樋越	1

農地利用最適化推進委員の主な業務内容

- ・担い手への農地利用の集積・集約化について、地域での話し合い等の活動
- ・耕作放棄地のパトロール及び解消、指導等の現場活動
- ・新規就農・参入の促進(相談対応・農地確保に向け、地域との調整・支援活動等)

平成29年度玉村町農業施策に関する意見書を提出

意見項目

I 地域農業の振興について

○麦秋の郷（ぼくしゅうのさと）の景観について

町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信し、周知していくことを要望。

○新規需要米等、経営所得安定対策への継続支援について

農業者が安心して取り組めるよう継続性のある支援制度にするとともに十分な予算措置を行うことを国・県に働きかけることを要望。

○地域住民へ農業生産活動についての理解を深めることについて

農業や農地は、住民へ新鮮で安全な食を提供するとともに、災害の緩和、防災等の多面的機能を担っております。地域住民の農地や農業に対する理解が深まるような対策を行うことを要望。

○農業農村基盤整備事業の促進と予算確保について

農地の大規模化を促進し、老朽化した農業水利施設の保全整備など、農業農村基盤整備事業予算を十分に確保し、万全な対策を行うことを要望。

榎町用水の下流については、恒常的に流量が不足しているため、早急な改善を要望。

○地産地消の更なる推進について

地場産農畜産物を地域で消費することは、食育、地域の伝統的な食文化の継承へつながり、地域農業の振興となります。玉村町の農業の発展のために、地産地消の更なる推進を要望。

○農業経営のセーフティネット創設について

農業経営全般の悪化に対する保険・補助制度を設け、農業経営の安定をはかることを国・県に働きかけることを要望。

II 担い手対策について

○担い手の育成・掘り起こし支援について

認定農業者等の経営発展や改善のための経営管理能力の向上・経営の法人化等の様々な取り組みを引き続き支援することを要望。

○青年就農給付金について

新規就農者が、安心して農業研修や農業経営が行えるよう青年就農給付金を継続し、地域に定着できるよう指導の充実を図ることを要望。



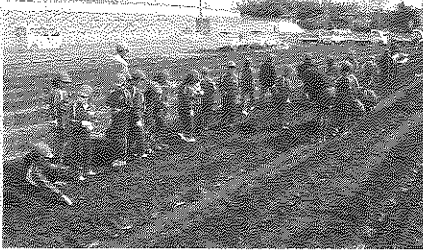
地産地消

小学生と一緒にたまむらカレーの食材を生産

農業委員会では平成18年度より毎年、「はつらつ玉村食育プラン」の一環である「たまむらカレー」の食材として、玉ねぎとじゃがいもを芝根小学校の児童と一緒に生産しています。

2年生の時に植え、3年生になってから収穫します。農業委員と一緒に、楽しく植付け、収穫作業をしました。

7月15日の「たまむらカレーの日」には、農業委員も芝根小学校に招待され、みんなとカレーを味わいました。



じゃがいも植付け 平成28年3月16日



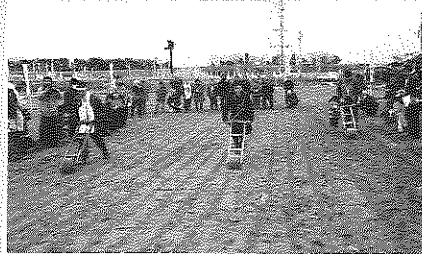
玉ねぎ収穫 平成28年5月31日



たまむらカレー給食 平成28年7月15日

競技型農作業体験イベント「麦踏み合戦」

平成29年2月5日に住民活動支援センターばるの主催(JA・農業委員会後援)で行われ、足踏み・手押しローラードラムカンによるリレー形式での競争や耕運機・トラクターでの試乗体験を通して、麦踏み作業の変遷の歴史を見ることができ、麦の作付けへの理解を深めるイベントとなりました。



農地の権利移動や転用には許可申請や届出が必要です。

農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保のため、農地法、農業振興地域に関する法律に基づき、農地の権利移動や農地転用の審査を行っております。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合は許可が必要です。

農業公社を通して貸借する場合は、許可は必要ありません。

農地を相続した時は、届出が必要です。

農地を宅地、倉庫、駐車場、資材置場等、農地以外の用地にする場合、農地転用許可が必要です。

市街化区域は届出が必要となります。

農用地区域内の農地は、先に農振除外の手続きが必要です。

※内容により必要な書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局(64-7710)へご相談してください。

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞

月4回金曜日発行 月額700円(送料・消費税込)

■お申し込みは農業委員会事務局(64-7710)まで

発行所 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル



担い手積立年金

農業者年金の相談は農業委員会事務局またはJA佐波伊勢崎窓口まで

国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度があります。農業者にとってメリットがある年金です。

農業者年金で生涯所得の確保を!